

医科点数表第2表第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）
及び6に掲げる手術にかかる施設基準として、下記の手術について東海北陸厚生局へ
届出をしております。

手術件数：2024年1月～12月
2025年1月～12月

1. 区分1に分類される手術

手術名	2025年	2024年
頭蓋内腫瘍摘出術等	26	37
黄斑下手術等	28	25
鼓室形成手術等	16	12
肺悪性腫瘍手術等	6	13
経皮的カテーテル心筋焼灼術	68	69

2. 区分2に分類される手術

手術名	2025年	2024年
靭帯断裂形成手術等	24	19
水頭症手術等	19	22
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	0
尿道形成手術等	16	5
角膜移植術	0	0
肝切除術等	39	48
子宮附属器悪性腫瘍手術等	8	10

3. 区分3に分類される手術

手術名	2025年	2024年
上顎骨形成術等	45	63
上顎骨悪性腫瘍手術等	2	8
パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1	0
母指化手術等	0	0
内反足手術等	0	0
食道切除再建術等	2	1
同種死体腎移植術等	0	0

4. 区分4に分類される手術

手術名	2025年	2024年
胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	633	711

5. その他の区分

手術名	2025年	2024年
人工関節置換術	118	108
乳児外科施設基準対象手術	1	1
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	70	64
大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）（腹部大動脈（分枝血管の再建を	0	1
経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	59	52
経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	10	5
経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	28	16
経皮的冠動脈粥腫切除術	0	0
経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	1	0
経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	36	27
経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	97	107

※ 同種腎移植術等（移植用腎採取術（生体）及び同種腎移植術をいう。）の実施に当たっては、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）、世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会倫理指針、日本移植学会「生体腎移植実施までの手順」を遵守しています。

	2025年	2024年
※ 当院施設において、大腿部近位部骨折後、48時間以内に手術を実施した件数	146	169